12月定例会　27議案を提案

28年度補正予算など

市議会12月定例会が11月29日に開会。上野修身氏（65歳、多門院＝新政クラブ議員団）を議長に、山本治兵衛氏（42歳、引土＝創政クラブ議員団）を副議長に選出。28年度の一般・特別会計補正予算や条例改正など、市長提案の27議案を審議。原案どおり可決・同意し、12月26日に閉会しました。

補正予算

◆一般会計（第4号）

国からの交付金を活用し、老朽化した城南中学校の校舎等改修事業費や地域経済の活性化と雇用拡大を目指す企業誘致実現プロジェクト事業費、原子力災害時に市民の安心安全を確保する避難施設環境整備事業費などを追加する他、人事異動に伴う人件費等を補正するもので7億9,847万円の増額。

◆一般会計（第5号）

国家公務員の給与改定の取り扱いに準じ、市職員などの人件費を補正するもので3,340万円の増額。

この結果、予算総額は363億8,274万円となりました。

一般会計補正予算の主な内容

事業名	補正額
避難施設環境整備事業費	800万円
北近畿タンゴ鉄道支援事業費補助金	1,733万円
臨時福祉給付金給付事業費	2億9,750万円
京都舞鶴港クルーズ推進事業費	550万円
企業誘致実現プロジェクト事業費	5,510万円
幹線道路整備事業費	4,500万円
校舎等改修事業費[中学校費]	2億9,459万円
林業施設災害復旧事業費	1,700万円

◆特別会計

◎国民健康保険事業会計（第2号）
81万円減額の104億5,663万円

◎簡易水道事業会計（第2号）
6,830万円増額の7億5,896万円

◎下水道事業会計（第1号）
1,930万円減額の44億7,948万円

◎介護保険事業会計（第2号）
342万円増額の82億3,145万円

◎介護保険事業会計（第3号）
75万円増額の82億3,250万円

◎後期高齢者医療事業会計（第1号）
186万円増額の11億6,066万円

条例

◆舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部改正

国家公務員退職手当法の改正に伴い、失業者の退職手当制度に係る規定を改正

◆舞鶴市市税条例の一部改正

市民税の所得割の特例措置を受ける場合の規定を追加

◆舞鶴市農業委員会条例の一部改正

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選挙に関する規定を削除し、農地利用最適化推進委員の定数を規定等

◆舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

国家公務員の取り扱いに準じ、一般職給料表や勤勉手当の支給割合、扶養手当の額を改定

◆舞鶴市の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部改正

国家公務員の取り扱いに準じ、特別職の常勤職員の期末手当の支給割合を改定

◆舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業等の対象範囲を拡大し、取得要件を緩和

◆職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、介護休業の分割取得を可能とするよう改正

人事

◆監査委員の選任

谷川眞司氏（70歳、浜＝創政クラブ議員団）

◆固定資産評価審査委員会委員の選任

福本清氏（70歳、余部上）
山田至子氏（72歳、河辺中）

◆人権擁護委員候補者の推薦

川尻治彦氏（56歳、浜）

その他

◆指定管理者の指定期間の変更

赤れんがパークの指定管理者（一社）舞鶴観光協会の解散に伴う指定期間の変更

◆指定管理者の指定

舞鶴市東地区中心市街地複合施設他4施設の指定管理者を指定

◆市道路線の認定・変更・廃止

◎倉谷地区の1路線を認定
◎七日市・北吸地区の各1路線を変更
◎北吸地区他1地区の7路線を廃止

◆京都地方税機構規約の一部変更

同機構が処理する事務の追加

◆工事請負契約の変更

旧市立舞鶴市民病院（本館棟他）除却工事の契約金額の変更

パブリック・コメント手続制度

区域区分　見直し基準（案）に13件

次世代が心豊かに暮らせるまちづくりの実現と舞鶴版コンパクトシティを進める「舞鶴市都市計画制度区域区分の見直し基準（案）」の策定に当たり、市パブリック・コメント手続制度（市民意見提出制度）に基づき、市民のみなさんから意見を募集した結果、8人から13件の意見の提出がありました（募集期間：平成28年11月25日～12月25日）。

寄せられた意見は、その趣旨を施策展開に反映させていくものが10件、意見の趣旨が既に基準（案）に盛り込まれているものが1件、市の考え方を説明し、ご理解いただくものが2件でした。

◆閲覧できます

区域区分の見直し基準（案）や市パブリック・コメント手続制度の結果は、都市計画課、市政情報コーナーで閲覧できます。市ホームページにも掲載。

▼詳しくは、都市計画課（☎66・1048）へ。

電子申告にはマイナンバー

「e-Tax（イータックス）」で電子申告を行う場合は、電子証明書が必要です。

電子証明書は、マイナンバーカードに標準搭載されています。

なお、住民基本台帳カードに記録されていた電子証明書が失効している場合は、マイナンバーカードへの切り替えが必要です。

※マイナンバーカードの交付は申請から約1か月かかります。

◆発行窓口

◎市民課
◎西支所市民・年金係

▼詳しくは、市民課（☎66・1001）か西支所市民・年金係（☎77・2252）へ。

個人のプライバシーなどの権利侵害を防ぐために

ご存知ですか？　登録型本人通知制度

登録型本人通知制度とは、戸籍謄本や住民票の写しなどを第三者や本人の代理人などに交付したときに、交付した事実を登録者本人にお知らせする制度です。本市に本籍や住民登録のある人（過去にあった人）は、事前に登録することで、本制度を利用することができます。

これにより、戸籍謄本などの不正取得の早期発見や委任状の偽造などによる不正請求の抑止が期待されます。

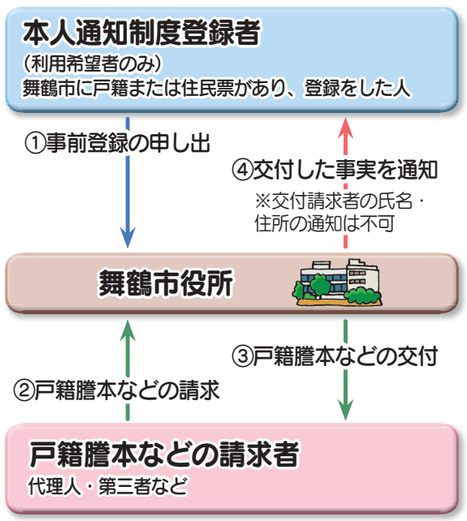

◆舞鶴市では、戸籍謄本などの不正取得による個人の権利の不当な侵害を防止する効果をさらに高めるため、これまで通知の対象外としていた弁護士などによる訴訟手続きのための請求もすべて通知対象としています。

登録を希望される人は、運転免許証や健康保険証などの本人確認ができる書類を持って、次の受け付け窓口へ。

【受け付け窓口】

◎市民課　◎西支所市民・年金係
◎加佐分室　◎各市民交流センター

▼詳しくは、市民課（☎66・1002）か西支所市民・年金係（☎77・2252）へ。